

○総務省令第六十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第六十五条の十一第二項及び第四百四十五条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百四十七号）第二十一条の規定に基づき、並びに最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）を実施するため、公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十七日

総務大臣 山本 早苗

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令

（公職選挙法施行規則の一部改正）

第一条 公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式その一備考2及びその二備考2中「~~第27条~~第2号」を「~~第27条~~第3号」に改める。

別記第九号様式中「投票所（）」の下に「共通投票所・」を加え、同様式備考二中「期日前投票所印」を

「共通投票所印及び期日前投票所印」に改め、「ただし、」の下に「二以上の共通投票所を設けない場合又は」を、「には、」の下に「共通投票所名又は」を加える。

別記第二十四号様式その一備考10を同様式備考11とし、同様式備考9の次に次のように加える。

10 法第55条ただし書に規定するときにあつては、「5 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

別記第二十四号様式その二備考6中「~~備考10~~」を「~~備考11~~」に改め、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次の様式を加える。

(その二…別紙)

別記第二十五号様式備考2中「~~備考10~~」を「~~備考11~~」に改める。

(最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の一部改正)

第二条 最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和二十三年総理庁令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記（投票録様式）その一備考10を同様式備考11とし、同様式備考9の次に次のように加える。

10 公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあつては、「5 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

別記（投票録様式）その二備考6中「~~備考10~~」を「~~備考11~~」に改め、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次の様式を加える。

（その二…別紙）

（在外選挙執行規則の一部改正）

第三条 在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三号中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第二十六条第二項中「第四十九条の二第二項」を「第四十九条の二第四項」に、「第十九号様式その二」を「第十九号様式その三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第四十九条の二第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その二に準じて調製しなければならない。

別記第十八号様式の二中「~~票~~」を「~~票~~」に改め、同様式備考5中「~~票~~」を「~~票~~」に改める。
別記第十九号様式その一備考14を同様式備考15とし、同様式備考13の次に次のように加える。

14 法第55条ただし書に規定するときにあつては、「5 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

別記第十九号様式その二備考9中「~~票~~」を「~~票~~」に改め、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次の様式を加える。

(その二…別紙)

(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則（平成十四年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式その一備考10を同様式備考11とし、同様式備考9の次に次のように加える。

10 公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあつては、「5 投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体、投票機及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体及び投票機を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

別記第一号様式その二備考7中「備考10」を「備考11」に改め、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次の様式を加える。

（その二…別紙）

附 則

1 この省令は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。ただし、在外選挙執行規則第二十三条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

3 第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙について適用し、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

その二

平成何年何月何日
執 行

何選挙共通投票所投票録

1 共通投票所開設場所						
2 共通投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日		
3 投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々
(2) 投票管理者の選任した者			(参会時刻)			
			(参会時刻)			
4 共通投票所開閉時刻	午前 何時開始		午後 何時閉鎖			
5 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党 派 氏 名					
6 投票の状況	投 票 者			仮投票による投票者		
	(男)					
	(女)					
	(計)					
(1) 投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)					
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4) 点字により投票をした者	人					
(5) 代理投票	選 挙 人		補 助 者			
	(氏 名)		(氏 名)		(氏 名)	
	代理投票者数 人					
(6) 投票拒否の決定をした者			選挙人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無	
	法第50条の投票の拒否					
	法第48条の代理投票の拒否					
7 共通投票所事務従事者	総数 何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 何人			
			2 市区町村の職員 何人			
			3 その他の者 何人			

平成何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
投票立会人 氏 名
投票立会人 氏 名

備 考

- この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
- 選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
- 法第55条ただし書に規定するときにあつては、「5 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考11に準ずる。

その二

平成何年何月何日
執 行

最高裁判所裁判官国民審査共通投票所投票録

1 共通投票所開設場所					
2 共通投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日	
3 投票立会人	党 派	氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参会時刻
(1) 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人で審査における投票立会人となつた者				午前何時～ 午後何時	辞職の時刻及び理由 午前(後)何時何分 事由何々
(2) 投票管理者の選任した者			(参 会 時 刻)		
			(参 会 時 刻)		
4 共通投票所開閉時刻	午前 何時開始	午後 何時閉鎖			
5 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党 派 氏 名				
6 投票の状況	投 票 者		仮投票による投票者		
	(男)				
	(女)				
	(計)				
(1) 投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)				
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)				
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)				
(4) 点字により投票をした者	人				
(5) 代理投票	審 査 人		補 助 者		
	(氏 名)		(氏 名)		(氏 名)
	代理投票者数 人				
(6) 投票拒否の決定をした者			審査人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無
	国民審査法第26条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否				
	国民審査法第26条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否				
7 共通投票所事務従事者	総数 何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人	
			2 市区町村の職員	何人	
			3 その他の者	何人	

平成何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
投票立会人 氏 名
投票立会人 氏 名

備 考

- この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
- 審査人の氏名のみの記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
- 公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあつては、「5 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考11に準ずる。

(在外選挙執行規則関係 別紙)

その二

平成何年何月何日
執 行

何選挙共通投票所投票録

1 共通投票所開設場所						
2 共通投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日		
3 投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々
(2) 投票管理者の選任した者			(参会時刻)			
			(参会時刻)			
4 共通投票所開閉時刻	午前 何時開始	午後 何時閉鎖				
5 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党 派 氏 名					
6 投票の状況	投 票 者			仮投票による投票者		
	(男)					
	(女)					
	(計)					
(1) 投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)					
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4) 点字により投票をした者	人					
(5) 代理投票	選 挙 人		補 助 者			
	(氏 名)		(氏 名)		(氏 名)	
	代理投票者数 人					
(6) 投票拒否の決定をした者	選挙人の氏名		拒否の事由		仮投票の有無	
	法第50条の投票の拒否					
	法第48条の代理投票の拒否					
7 在外選挙人の投票の状況	投 票 者			仮投票による投票者		
	(男)					
	(女)					
	(計)					
	備 考					
8 共通投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人	
				2 市区町村の職員	何人	
				3 その他の者	何人	

平成何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
投票立会人 氏 名
投票立会人 氏 名

備 考

- この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
- 選挙人の氏名のみ記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 「6 投票の状況」欄は、在外選挙人以外の選挙人の投票の状況を記載しなければならない。
- 「7 在外選挙人の投票の状況」欄は、在外選挙人の投票の状況を記載しなければならない。
- 在外選挙人について、市町村の選挙管理委員会の指定した共通投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「7 在外選挙人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「6(1)」欄から「6(6)」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。
- 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
- 法第55条ただし書に規定するときにあつては、「5 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考15に準ずる。

その二

平成何年何月何日
執 行

何 選 挙 共 通 投 票 所 投 票 録

1	共通投票所開設場所						
2	共通投票所の変更	年	月	日	場 所	事 由	告 示 年 月 日
3	投票立会人	党 派	氏 名	選 任 年 月 日	立 会 時 間	参 会 時 刻	辞 職 の 時 刻 及 び 理 由
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前(後) 何時何分 事由 何々
				(参 会 時 刻)			
(2)	投票管理者の選任した者			(参 会 時 刻)			
				(参 会 時 刻)			
4	共通投票所開閉時刻	午前何時開始		午後何時閉鎖			
5	投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体、投票機及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党 派	氏 名				
		投 票 者	仮投票による投票者				
6	投票の状況	(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	電磁的記録式投票機を用いて投票をした者	人	備 考				
(2)	投票用紙再交付者	(氏名)	(再交付の事由)				
(3)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(4)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(5)	点字により投票をした者	人					
(6)	電磁的記録式投票機を用いた代理投票	選 挙 人 (氏 名)	補 助 者 (氏 名)	(氏 名)			
		代理投票者数	人				
(7)	電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせた者	選 挙 人 (氏 名)	補 助 者 (氏 名)	(氏 名)			
		補助を行わせた者の数	人				
(8)	電磁的記録式投票機を用いた代理投票以外の代理投票	選 挙 人 (氏 名)	補 助 者 (氏 名)	(氏 名)			
		代理投票者数	人				
(9)	投票拒否の決定をした者	選挙人の氏名		拒否の事由	仮投票の有無		
		公職選挙法第50条の投票の拒否					
7	共通投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人	
					2 市区町村の職員	何人	
					3 その他の者	何人	

平成何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
投票立会人 氏 名
投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
- 選挙人の氏名のみ記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
- 法第13条の2の規定により電磁的記録式投票機を用いた投票を行わない場合には、その旨及び法第12条の規定により読み替えて適用される公職選挙法第86条の4第5項から第7項までに規定する事由が生じた日時を6(1)の欄の「備考」欄に記載すること。
- 公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあつては、「5 投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体、投票機及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体及び投票機を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考11に準ずる。